

「安城市中学校部活動指導ガイドライン」



平成31年3月
安城市教育委員会



目 次

| | | | |
|---|-----------------|-------|---|
| 1 | 本ガイドライン策定の趣旨 | | 1 |
| 2 | 適切な部活動の実施に向けて | | 2 |
| | （1）組織的な運営体制の整備 | | 2 |
| | （2）活動計画の作成 | | 2 |
| | （3）活動時間及び休養日の設定 | | 3 |
| | （4）事故防止と安全管理 | | 4 |
| | （5）体罰等の根絶 | | 5 |
| | （6）外部指導者の活用 | | 6 |
| 3 | その他 | | 6 |

1 本ガイドライン策定の趣旨

○本ガイドラインは、安城市立各中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化的活動の環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、種目等に応じた最適な形で実施されることを目指して、安城市教育委員会が策定するものである。

※参考「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁策定)
「部活動指導ガイドライン～より効果的で持続可能な部活動を目指して～」
(平成30年9月愛知県教育委員会策定)

○本ガイドラインは、生徒が共通の興味や関心のあるスポーツや文化的な活動を楽しむことで、生涯にわたって豊かなスポーツライフ、文化的活動を実現するための資質・能力を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることを目的とする。

○中学校の部活動は、中学校学習指導要領(平成29年3月公示)において、以下のように位置付けられている。

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるように留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

2 適切な部活動の実施に向けて

(1) 組織的な運営体制の整備

部活動をより豊かで充実したものとしていくためには、校長を中心とする責任ある体制の下、学校全体として組織的・計画的に指導、運営及び管理していくことが重要である。

校長は、国および愛知県のガイドラインの趣旨を踏まえつつ、本市ガイドラインを参考に自校における部活動の目標や運営方針を職員に示し、組織全体で共有するとともに、必要に応じて部活動顧問会議を開催するなど、適正な活動となるよう指揮・監督しなければならない。

部活動顧問（以下「顧問」）は、各学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定した活動計画を作成し、その計画のもとに部活動を運営し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるようにする。

(2) 活動計画の作成

顧問は、年度当初に年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、年間計画を作成して校長に承認を受けるとともに、生徒や保護者に提示する。

毎月の計画は、前月20日を目処に作成する。活動計画の作成に当たっては、生徒にとって、バランスのとれた学校生活となるようにすることや、スポーツ障害を予防する観点などから、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。活動計画は、安城市ガイドラインに沿って次の項目を明確に記載し、各顧問が作成するものとする。

- ①活動日
- ②活動時間
- ③活動場所
- ④振替日（大会・コンクール等参加し、振替日が必要な場合）

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容・活動時間を把握し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるようにする。また、顧問の負担が過度とならないよう、個々の活動時間を把握し指導する。

(3) 活動時間及び休養日の設定

部活動における活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

<学期中の活動時間及び休養日>

①活動時間

- ・平日は2時間程度とし、日没30分前には下校する。
- ・授業の行われない休業日（※以下休業日）は準備・片付けを含め4時間程度とする。
- ・平日の朝練習は行わない。

②休養日

- ・学期中は、週当たり2日（平日に1日と休業日のいずれか1日）以上の休養日を設ける。
- ・休業日の活動は、原則土曜日とする。日曜日に活動する場合は、土曜日を休みとし、必ずどちらかが休養日になるようにする。
- ・大会・コンクールへの参加等により休業日に2日活動した場合は、休養日を次週以降（2週間程度）の休業日に振り替える。
- ・定期テスト期間中（テスト1週間前）は、部活動を行わない。

<長期休業中の活動時間及び休養日>

①活動時間

- ・1日の活動時間は、休業日（※）と同じとする。

②休養日

- ・土日、祝日、行事を行わない日は休養日とし、平日は週当たり1日以上の休養日を設ける。
- ・休養日に、大会・コンクール等への参加がある場合は、休養日を2週間以内に振り替える。

<活動計画運用上の留意点>

- ・活動は指導者（顧問または部活動指導員）のもとで実施する。
- ・校長は、各部の活動日及び活動時間、活動内容を把握し、適宜指導する。
- ・活動日や活動時間を変更する場合、指導者は校長の許可を得て調整する。変更内容については生徒・保護者に必ず周知し、職員間でも共有する。
- ・参加する大会・コンクール等は、開催要項等による大会の主催が明確であり、校長が承認しているものとする。大会の引率は指導者の責任で行う。

(4) 事故防止と安全管理

顧問及び部活動指導員・外部コーチは、部活動の実施に当たり、生徒が常に安全に活動できるよう、安全指導体制を徹底する。

<事故防止と緊急時の対応>

- ・生徒の生命や身体の安全確保のため、日頃から負傷事故防止に努め、緊急対応が迅速にできるよう心がける。
- ・事故が発生した場合は、学校の危機管理マニュアル等に沿って対応し、生徒の安全を最優先するとともに、事故の事実関係を正しく把握する。また、速やかに管理職等に第一報を入れ、必要な場合は、躊躇なく救急車を要請する。
- ・事故発生した後は、事後処置を管理職等に報告し、再発防止に努める。
- ・試合等、生徒が自転車で移動する場合、顧問はヘルメット着用の指導や、交通拠点での指導など、安全に細心の注意を払う。
- ・保護者への連絡にあたっては、迅速・適切・誠実な対応を徹底する。

<生徒の体調管理について>


- ・活動前後には、生徒の健康状態を把握し、指導中から指導後まで健康管理、安全管理に徹する。
- ・熱中症等の対策として、高温や多湿時にはWBGT値に留意し、生徒の体調管理に努め、十分な水分補充や休憩時間を確保する。
- ・生徒が活動中に気分が悪くなったときには、必ず申し出るよう日頃から徹底する。
- ・食事直後の運動では、アナフィラキシー・ショックが起きる場合があるため、十分注意する。特に、アナフィラキシーに関する医師の診断のある生徒については、顧問は日頃からエピペンの手配、保管場所や発作時の対応方法等の確認を適切に行っておく。

<安全管理について>

- ・AED、担架、救急箱の設置場所等を把握するとともに、緊急時の救急体制や連絡体制についても計画しておく。
- ・活動場所の施設設備等については、常にその安全状態を把握するとともに、必要に応じて安全点検を実施し、事故防止に努める。
- ・急激な天候の変化(雷、大雨等)の際には、活動を停止し安全な場所に避難させる等、迅速な対応をする。特に雷鳴時はすぐに避難し、雷鳴が聞こえなくなっても20分程度は落雷の危険があることに留意する。

(5) 体罰等の根絶

- ・部活動の指導における体罰や暴言、セクシャルハラスメント等は生徒の人権を著しく侵害し、学校教育に対する信頼を失墜させる行為である。指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒の手段として体罰を行うことは禁止されており、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為であることを指導者一人一人が認識する。また、体罰は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒にも、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになることを認識する。
- ・校長、顧問、外部指導者は、部活動の指導において、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、許されないものであるとの認識をもち、これを行わないための取組を行う。体罰が起こりうる要因には、指導者が勝利至上主義に陥り、厳しい指導と称して行ってしまうことも大きな要因であるため、日頃から指導者同士で指導内容や指導法について声を掛け合い、不当な指導を抑止し合うことも大切である。
- ・保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や指導者から保護者や生徒に積極的に説明して共通理解を図ることが大切である。

| | |
|---|--|
| <p>体罰等の許されない指導</p>  <p>絶対ダメ！！</p> | <ul style="list-style-type: none">・指導者の指示に従わない生徒の頬を殴打する。・長時間にわたっての正座・直立等特定の姿勢の保持をさせる。・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。・柔道で生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。・剣道で防具で守られていない身体の特定の部位を打突する。・生徒の人格等を侮辱したり否定したりするような発言やパワーハラスメントと判断される威圧・威嚇的発言を行う。・特定の生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。 |
|---|--|

「愛知県部活動ガイドラインより抜粋」

(6) 外部指導者の活用

学校の状況により、部活動の指導を地域などで優れた指導力を有する外部指導者（外部コーチ・部活動指導員）の協力を得ることも必要である。その際、学校や顧問の教員は、外部指導者と十分に連携し、部活動の目標や方針等をふまえた適切な指導や取組を行うようにする。また、地域や地方公共団体と連携して優れた指導力を有する人材を発掘していくようにする。

○外部コーチの職務

部活動顧問の総括管理の下、技術的指導の補助を行うこととする。

○部活動指導員の職務

学校教育法施行規則第78条の2で新たに位置付けられた部活動指導員については、安城市立中学校部活動指導員配置事業実施要項に則り、職務を行うこととする。

【安城市立中学校部活動指導員配置事業実施要項より抜粋】

(職務)

第3条 指導員は、中学校の校長（以下「校長」という。）の指揮監督の下、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 指定された部活動の技術及び安全指導
- (2) 練習等活動時間中の監督
- (3) 生徒保護者への連絡
- (4) 事故発生時の対応
- (5) 活動報告及び事故発生状況の報告
- (6) 大会参加その他の校外活動時の生徒の引率

(任用)

第4条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であって指導員の派遣を希望する校長が推薦するものうちから、選考により教育委員会が任用する。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状（これらのうち任用の日において有効であるものに限る。）を有する者
- (2) 運動部にあつては、公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規程第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者
- (3) 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域での活動において指導した経験を有する者
- (4) 指導員を必要とする部活動の種目において技術指導が可能と認められる20歳以上の者

(派遣校の責務)

第14条 指導員の派遣を受けた校長は、指導員に対し部活動の教育的な位置付けや意義について事前に研修を行わなければならない。派遣後も定期的に研修を行うよう努めるものとする。

3 その他

- 本ガイドラインは、中学校における文化部活動においても適用する。
- 本ガイドラインは、部活動に関わる状況が変わった際には、国や愛知県の動向を参考に、必要に応じて見直しを図ることとする。